

県政報告

NO.2

「発行者 自民党新令和会」 令和6年12月発行



尾山謙二郎です。いつもご支援くださりありがとうございます。

間もなく発足する第二次トランプ政権は、混迷を極める国際社会に大きなインパクトを与え、数十年続いてきた現行の世界秩序を様変わりさせるであろうと予見されています。そして国際社会は日本にもいくつかの「重大な選択」を迫ることになるでしょう。

この時代の岐路において、政治が果たす役割と責任には、極めて重いものがあります。「国民・国土・主権」をしっかりと護るとともに、先人たちの不断努力によって築かれたこの素晴らしい国を、子々孫々に亘り、その国民であることに誇りを持ち、希望を感じられる豊かな国として繋ぐために、

正しい選択をしなければなりません。

日本の政治・経済・文化の大きな変化は、いつの時代も「外圧」が大きな要因となっています。そして、その変化のうねりは、いつも「中央」ではなく「地方」から起こっているのです。この重大な局面で、地方政治の最前線に立たせていただいていること責任を改めて重く受け止め、粉骨砕身の努力をしまることをお誓い申し上げます。

県議会の活動

令和5年

4月 富山県議会議員 当選

5月 臨時会 (5/2)

6月 定例会

一般質問 (6/15)

9月 定例会

予算特別委員会質問 (9/25)

12月 定例会

令和6年

2月 定例会

予算特別委員会質問 (3/13)

6月 定例会

一般質問 (6/17)

9月 定例会

予算特別委員会質問 (9/24)

11月 令和5年決算特別委員会 (11/26)

12月 定例会

視察

令和5年

11月14日(火)～15日(水)

- ・栃木県宇都宮市ライトレール・キッズニア東京(住谷会長)
- ・長野県立武道館・千曲川復興状況、防災減災対策
- ・長野県佐久穂町大日向小中学校(イエナプラン)の教育移住について

12月21日(木)

- ・福岡県イジメレスキューセンター

令和6年

1月10日(水)

- ・能登半島地震の県内各地被災状況視察

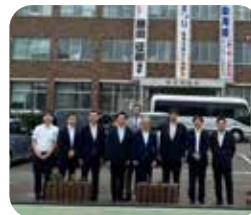
4月3日(水)

- ・能登半島地震の石川県被災状況視察

5月7日(火)～8日(水)

- ・大阪寝屋川市 いじめゼロに向けた「寝屋川モデル」
- ・高知県香美市立大宮小学校(国際バカロレア教育認定校)
- ・高知県立高知国際中学校・高等学校

(国際バカロレア教育認定校)



7月29日(月)～31(水)

- ・上士幌町役場(企業誘致・ワーケーション・ドローン配送の取り組みについて)
- ・丘珠空港 札幌市内の国内線空港として新千歳空港との差別化戦略の展開について
- ・北海道大学 道内の産学官連携にて世界品質のワイン造りに挑戦する取り組み
- ・札幌市役所 スタートアップ支援拠点「社交場ヤング」
- ・稚内市役所 観光振興の取り組みについて

質問

本県の**ものづくり産業の発展**に向け、県内企業の高い技術力をさらに磨き上げ、国内外に発信することが重要であることから、新世紀産業機構に県内企業の技術の強みを集積し、コーディネートできる人材や、大手商社等からニーズを汲み上げ、売り込むことができる人材を配置・育成すべきと考えるが、所見を問う。



✓ 回答

本県の強みである県内企業の優れた技術を生かしながら、新製品の開発、製品の高価値化を図り、国内外へ販路拡大により本県ものづくり産業を成長発展させていくことは本当に大事な課題だと思います。

新世紀産業機構には、企業間のコーディネートや海外情報の獲得など、個々の企業のニーズをきめ細かく把握し応えていく重要な役割を担っていただくことが期待されております。

新たな戦略に伴い必要となる専門的な人材の配置、育成を含め、さらなる機能の充実強化を検討してまいります。

質問

信用保証制度については、個人保証の撤廃など、個々の企業の支援だけでなく、産業全体の発展を見据えた改善・充実が必要と考えるが、県信用保証協会との連携のあり方も含めて、今後どのように取り組んでいくのか。

✓ 回答

経営者保証は、資金調達の円滑化に、ある意味銀行が貸しやすくするという意味で、円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開、あるいは早期の事業再生、あるいは事業承継、これらの支障となる面もあるのが事実であると思います。産業全体の発展の観点から、経営者保証に依存しない融資慣行に向けた取り組みが必要であると考えます。



質問

グローバル化が進む中、子どもたちの日本人としてのアイデンティティを確立する観点からも、今後、**歴史教育の充実**を図るべきと考えるが、所見を問う。

✓ 回答

グローバル化が進む中で、国際社会の一員として自覚を持つということ、そして、日本人としてのアイデンティティを持つということが重要になっていると思います。

そのためには、日本の歴史をしっかりと学び、伝統と文化を理解し、我が国と郷土を愛する心を養うことが大切と考えております。歴史というのは、そういった目的があると考えております。

質問

子どもたちが歴史を読み解くためには、真実を正確に知る必要があることから、**歴史教科書やその補助教材については、一面的なものではなく、全ての事実を取り上げているものを選定するよう、県としても市町村教育委員会に対して助言を行うべきと考えるが、所見を問う。**

✓ 回答

子供たちが日本の歴史を理解するためには、内容が正しく、かつ充実しており、児童生徒の学ぶ意欲を高め、理解を深めることに資する、そんな教科書が採択される必要があります。

教科書は、学習指導要領に準拠しているかどうかという観点や、教材の客観性、公平性、中立性などの観点から、文部科学大臣の検定を経たもの、または文部科学省が著作の名義を有するものを使用するとされており、公立小中学校においては、その採択権限は市町村教育委員会が有しております。

県教育委員会としては、市町村教育委員会が、社会科も含め全ての教科において、児童生徒の実態と地域の実情を踏まえて、最も適した教科書の採択が行えるように、今後とも適切に指導、助言、援助をしてみたいと考えております。

参考

【日露戦争の記述の違い】

◆富山県下の中学校で使用されている現行の歴史教科書

戦争に反対した与謝野晶子や内村鑑三の記述を主体として掲載する一方で、帝政ロシアからの侵略の脅威を打ち破り、我が国を勝利に導いた東郷平八郎や乃木希典の記述の掲載はほぼ皆無である。

◆文科省検定済の他の教科書

当時の日本国内に一部戦争に反対するムードもあったのは事実であるが、日露戦争に勝利した事は自国の安全を護ったのみならず、当時、白人の帝国主義に飲み込まれていた多くのアジア諸国民に勇気を与え、その後の各国の独立の機運を高めるきっかけとなったのも事実である。

【自衛隊と日本の国防】

◆ 現行の公民教科書

- ① 日本が武力攻撃を受けた場合に自衛のために武力行使する事は例外的に許される。
- ② 自衛隊の設置が憲法 9 条に適合しない見解がある。
- ③ 第二次世界大戦後、日本は他国を武力で侵略することではなく、武力攻撃を受ける事はありませんでした。将来に向かって憲法 9 条をどのように位置づけ平和のためにどのような努力をするべきか国民全体で考え続けるべき課題です。

◆ 文科省検定済の他の教科書

- ① 他国の武力侵略から自国を護る個別自衛権は国家が所有する自然権であり例外的に許されるものではない。
- ② そもそも自衛隊の存在が合憲か否かという司法の判断は出ていない。
- ③ 戦後我が国の平和は平和憲法（9 条）の理念だけで成り立ってきたのではなく、自衛隊と日米安保に基づく米国の軍事的プレゼンスによって成り立ってきたのも事実である。

2007(平成19)年には、自衛隊を統括する防衛庁が防衛省に昇格し、防衛大臣の下で、日本の防衛に努めています。

第9条と自衛隊 主権国家には国際法上、自衛権があるとされ、世界各国は相応の防衛力をもっています。日本政府も、日本国憲法前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記した国際政治の理想と、現実の国際政治とが異なっていることから、防衛態勢の整備や強化など、現実的な対応をしてきました。

自衛隊は日本の防衛には不可欠であり、また災害時の救助活動などでも国民から大きく期待されるとともに信頼されています。

しかし、日本国憲法第9条には「戦力」の不保持がうたわれています。そのためこの憲法の下で自衛のための実力がもてるのかという議論がなされてきました。

政府は、ここでいう戦争とは「他国に侵攻する攻撃」をさし、「自国を守る最低限度の戦闘」までも禁じているものではなく、自衛のための必要最小限度の実力をもつことは憲法上許されると解釈し、自衛隊を憲法第9条に違反しないものと考えています。憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については、今なお議論が続いています。

2の図の日本国憲法第9条の条文と3の図の各国の平和主義条項を比べて、わかったことを発表してみましょう。



東日本大震災で被災者を救助する自衛隊員(宮城県多賀城市) 自衛隊の救助活動により、約1万9000人の被災者が救出されました。



ハイチ地震で医療活動を行う自衛隊員(ハイチ、2010年)

国民は自衛隊にどのような印象をもっているのかな。



第1冊 日本国憲法の基本原則 | 49

育鵬社 新しいみんなの公民（公民 九〇六）

質問

被害を受けた小売業等への支援のため、**なりわい再建支援補助金**の対象を在庫の損失補てんにも拡充するよう、要件緩和を国に強く求めるべきと考えるが、所見を問う。



✓ 回答

原材料や在庫に被害を受けた被災事業者の事業再建に向けて、今のままのなりわい再建支援制度では対象にはなりません。

なりわい再建支援事業の立てつけに関して問題提起をされたことであるし、これは受け止めさせていただきたいと思います。



質問

液状化対策については、土地の所有者に負担を求めずに、国土の安全を守る立場の国が責任を持って対応すべきであり、他の被災県とも連携し、国に対して新たな法律や制度（国営の土地保険制度）の創設も含めて支援を求めていくべきと考えるが、所見を問う。

✓ 回答

尾山委員からは、税にも関わる大変に大きな提案を頂きました。国土、国民主権、これを守るのは国の仕事であるということで、液状化についてもそういうような視点で考えられないかということは全く私も同感であります。

私（新田知事）としても、政治家としての宿題として受け止めさせていただきたいと思っております。



質問

価格転嫁の実態調査の結果、**パートナーシップ構築宣言**を履行していない事例や優越的地位の濫用などの適切でない事例が判明した場合、県としてどのように対応していくのか。

✓ 回答

新年度予算案には、御紹介いただいたパートナーシップ構築宣言登録済みの県内企業を中心にアンケート調査を実施いたしまして、価格転嫁の実態把握を行う費用を盛り込んでおります。パートナーシップ構築宣言の登録によって、下請取引の改善など、実効性を伴った取組につながったかも検証したいと考えております。

また、アンケート結果を踏まえまして、課題が見られる業種などを中心に、個別企業へのヒアリング調査も実施したいと考えています。これらにより、価格交渉や価格転嫁に関する県内下請企業の課題を把握するとともに、中小企業診断士等の専門家の皆さんにも同行をお願いして、価格交渉の際の注意事項、それから原価計算による適正な価格転嫁での売上利益のシミュレーション、原材料の実勢価格のデータの活用など、賃上げに必要な付加価値の確保のための助言も併せて実施をしたいと考えております。

質問

私立高校の授業料の無償化について、地域間格差の解消の観点からも、全国一律で国費により対応するよう、国に強く働きかけていくべきと考えるが、所見を問う。



✓ 回答

こどもまんなか、この視点に立って、子供たちが経済的な制約を気にせず自由に進学先を選択できる、そのような環境に少しでも近づけていきたいと考えております。

国の責任において必要な措置が講じられることが望ましいと考えております。

地方創生あるいは東京一極集中是正の観点からも望ましくないと考えます。繰り返しますが、国の責任において必要な措置が講じられるべきと考えています。

県議会の皆さんと共に、ぜひ国に対して就学資金支援金制度の拡充を強く要望していきたいと考えております。



質問

地域経済の担い手である中小・小規模事業所の健全な発展のためにも、意欲のある働き手のためにも、どのように働くかを本人の意思に基づいて決定できるよう、働き方改革関連法の規制緩和を国に強く働きかける必要があると考えるが、所見を問う。



✓ 回答

県としては、同法の趣旨をしっかりと受け止め、地域経済の担い手である中小・小規模事業所で働く方々が、長時間労働を削減しつつ、労働生産性を高め、収入を確保できる環境を整えることが重要であると認識しています。

このため、生産性向上に向けて、中小企業トランスフォーメーション補助金によるDX・GX推進支援、賃上げサポート補助金による賃上げと設備投資への支援、リスクリング補助金拡充による人的投資への支援を積極的に推進してきました。併せて中小企業の労務費などの適切な価格転嫁の実現に向けた環境整備など、多角的な取組を展開しております。

これらの働き方改革や賃上げの取組が広く浸透し実を結ぶまでには、一定の時間を要すると認識をしております。議員御指摘の時間外労働の上限規制による収入の減少の問題についても、もうしばらく注視する必要があるかと思えます。長時間労働なのか、あるいは収入減少なのかという二項対立に陥ってはいけないと思えます。そこに最適な解を官民共に目指していければと考えております。

質問

いじめ案件への対応として、教育委員会による従来の「教育的アプローチ」とは別に、寝屋川市の市長部局に設置された「監察課」も参考にし、いじめを人権問題として捉え、人権を侵害する行為の即時停止を目的とした「行政的アプローチ」を行う対策本部を知事部局に設置してはどうかと考えるが、所見を問う。



✓ 回答



県では、3つの相談機関（県総合教育センター、児童相談所、子ども・若者総合相談センター）と県警少年サポートセンターの4つの機関を集約する、令和7年度開設予定のこども総合サポートプラザ（まだ仮称ですが）では、各相談機関の強みを生かし、いじめ問題の背景にある複合的な問題を弁護士などの専門家に相談できる体制を整備します。そして、家庭や学校などに直接出向き、問題解決に向けた支援を行うことにしています。

今後さらに、市町村の首長の部局に対して議員御指摘の寝屋川市の事例も紹介をし、市町村とも連携しながら、いじめ問題に適切に対応していくことにしています。



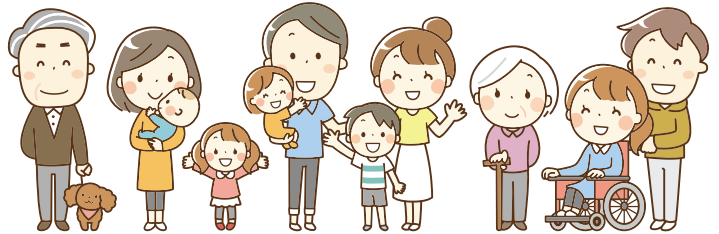
質問

地域コミュニティについて、人や社会の役に立ちたいという善意を大切にしながらも、組織の維持発展のため、活動に対するインセンティブ（税制控除など）付与など抜本的な見直しが必要であり、「富山県人口未来構想本部」においても、**地域コミュニティの維持**に向けた議論を行い、構想案でビジョンを示す必要があると考えるが、所見を問う。

✓ 回答

本年4月に設置いたしました富山県人口未来構想本部においては、人口減少を抑制する対策に加えまして、人口減少下においても社会を維持していくための対策についても今後議論することとしております。

人口未来構想本部における議論や、県議会はじめ皆様からの御意見を踏まえながら今後の施策を進めていくこととなりますが、市町村と連携協力して取り組むことや国へ要望していくことなども含めまして、人口減少下における地域コミュニティの維持活性化に向けて、様々な観点から大胆な発想かつ部局横断で知恵を出して、これまでの視点にとらわれず新たな施策を生み出せるよう議論を進めてまいりたいと考えております。



質問

高齢者のスマートフォン 所有率も上昇する中、巧妙化する**フィッシングによりカード情報を不正に利用**される被害が増加する懸念があるが、県内の被害の実態と、今後の防止に向けた取組みについて問う。

✓ 回答

警察で把握したフィッシングサイトのURL情報を集約し、セキュリティー関連事業者などに提供して閲覧防止対策を推進するほか、個人向けにはメールやSMSに記載されたリンクをクリックしない、カード利用履歴を随時確認するなど、フィッシングの手口や対策を内容とする注意喚起を動画やメールで配信、サイバーセキュリティー研修会など各種会合を通じて関係機関・団体とも連携しながら実施しております。

サイバー空間での手口が増えている特殊詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺の対策も併せて、本年度導入予定の安全・安心アプリやデジタルサイネージなど様々な広報媒体を用いた注意喚起を継続するとともに、サイバー事案に関する全国統一の警察庁オンライン受付窓口、あるいは警察相談専用電話#9110などの相談方法の周知を図るなど、県民のディフェンス力を強化する取組を推進してまいります。





質問

道徳教育推進教師の道徳観や倫理観を磨き上げるための研修会の開催について、現在の開催状況と、より質の高い学びの場として更に研修を充実させる必要があると考えるがどうか。



✓ 回答

児童生徒が道徳観や倫理観、また規範意識、そしてよりよく生きようとする人間性を身につける重要性は高まっております。引き続き道徳教育推進教師の資質を高めるため、例えば小中学校に加えまして、高等学校の道徳教育推進教師も参加して、長期的に連続性を持った道徳教育を学ぶ研修会、こういったものの開催も検討していきたいと考えており、その質の向上に努めてまいります。



質問

こども達が社会で共有できる価値を深めていくため、今後、道徳教育推進教師の研修にあたり、新渡戸稲造の「武士道」や内村鑑三の「代表的日本人」を教材として、「義」や「仁」、「勇気」といった現代にも通じる普遍的な価値を学ぶ機会を設けてほしいと考えるがどうか。

✓ 回答

道徳教育では、これまで受け継がれ、共有してきた様々な道徳的価値を児童生徒が身につけ、自らの考え等を深めることが重要であるとされております。

現在の学習指導要領には、小中学校の特別の教科「道徳」において、児童生徒が道徳的価値観を形成する上で必要とされる、まず「正直、誠実」、「勇気と希望」、「礼儀」、「公正、公平、社会正義」、「思いやり」などの内容が具体的に示されているところでございます。これらの内容は、新渡戸稲造が著書で示される義や仁、勇気といった価値と通じるものもあっております。

道徳教育においては、答えが1つでない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論することも重要であるとされております。

今後さらにこうした指導を充実するためには、教員は児童生徒が考えを深めることに役立つ道徳教材を準備することが必要になってきます。

道徳教育推進教師の研修などにおきまして、様々な資料を扱い、教員の道徳教育における指導に関する意識を高めていくことが必要だろうと考えております。



質問

国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度について、県独自の上乘せ補助制度を創設し、国の補助と合わせて実質無償化してはどうか。



✓ 回答

本年3月に創設されました事業者選択型経営者保証非提供制度では、経営者保証に関するガイドラインの3要件の全てを満たさない場合でも一定の保証料率の上乗せを条件に、経営者保証を提供しないという選択肢を提供するものでございます。さらに国は、この上乘せ保証率の一部を補助する3年間の時限措置も講じております。

県内での利用実績は20件にとどまっておりまして、上乘せ保証料への抵抗感が一因として挙げられます。しかしながら、県が独自に上乘せ保証料率を補助して無償化することは、経営者保証ガイドラインの3要件の充足に向けた中小企業の意識向上や経営改善のインセンティブを損ねる可能性があると考えております。

県といたしましては、国の政策趣旨を踏まえ、県内の中小企業はガイドラインの3要件を満たし、経営者保証に依存しない資金調達が進むよう、県信用保証協会や金融機関などとの連携を強化し、制度の周知や経営支援に取り組んでまいりたいと存じます。また、事業承継や新規創業の促進に向けて、県内産業の動向に応じた適切な信用保証制度の運用に努めてまいりたいと存じます。



質問

国の再挑戦支援保証について、廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みであることなどが求められるが、過去の債務を返済中の経営者が対象外と判断されるケースがあるなど制度が有効に機能しておらず、要件の見直しを国に求めてほしいと考えるがどうか。



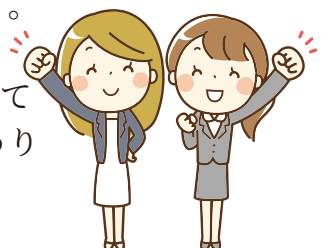
✓ 回答

国の再挑戦支援保証は廃業から5年以内に事業を開始する中小企業者を対象としています。廃業の経緯や負債の状況などは事業者ごとに異なるので、全国統一の詳細な要件は設けられていません。各信用保証協会が個別に審査を行う仕組みになっています。

国においては再チャレンジを志す中小企業の支援を強化するために、昨年8月に「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定し、総合的な支援策を展開しています。

県として、県信用保証協会や中小企業活性化協議会、金融機関とも連携をしてこれらの再挑戦を後押しする信用保証制度の周知に取り組むとともに、県内の中小事業者が過去の失敗経験を次の事業に生かせるように積極的な支援に努めてまいりたいと思います。

そしてまた、本県の信用保証協会の会長を、現在民間の方に担っていただいております。様々な現場での対応も変わりつつあるということでもありますので御理解をいただきたいと思っております。



質問

忠霊塔については、昨年度修繕工事を行ったところであるが、駐車場へ入る取り付け道路が狭いなど訪問者にとって不便な点も残っており、これを機に更なる整備が必要と考えるが所見を問う。

✓ 回答

来訪される方々の安全性と利便性を考慮し今年度中に通路の拡幅改良工事などの再整備などを行う予定。

質問

能登半島地震のような大規模災害からの復旧を迅速に進めるためには地籍の確定が必要となる。実施主体は市町村であるが地籍調査事業をよりスピード感をもって進めるために県が積極的に関わって行く必要があると考える。県内における地籍調査事業の実施状況と今後の進捗にむけた取り組みについて問う。

✓ 回答

県内における地籍調査事業の進捗率は29.2%と全国平均の53%と比較して高くない現状にある。地籍確定が出来ないと土地の境界が不明確になり、土地取得時のトラブルや、再開発などのまちづくり事業、災害復旧事業の着手の遅れなどが予想される。県としては地籍調査事業の更なる推進にむけて国への働きかけに加え市町村へのサポート体制の拡充に努めていく。



質問

県立高校における実習助手の募集倍率は過去5年間を見ても高く、狭き門となっている。過去には実習助手から教員免許を取得した方もいると聞く。また工業、農業分野の実習助手は高齢化が進み次の世代の担い手を育てることが困難な状況とも聞いている。実習助手の担い手の育成と教員のなり手確保の可能性に新たな道を開くために実習助手の募集人員を拡充してはどうかと考えるが所見を問う。

✓ 回答

実習助手試験の過去5年間の平均の倍率は9.6倍と高くなっている。実習助手の高齢化が進むなか県では今年度より採用後16年目の実習助手を対象に新たに指導者研修などを行い次世代の担い手の育成に努めている。他方、教員のなりて不足に関しては特に、工業、農業、技術などの分野で深刻であるため、教員免許がなくても一定の社会人経験（実習助手も含む）があれば受験できるなどの特別先行枠なども設けて対応している。



いま思うこと

昨年の選挙で、皆様のお力で政治の世界で働く場を与えていただきました。一年生議員として、毎日学ぶことが多い日々ですが、この時代の節目に政治の場に身を置かせていただき、思うことが3つあります。

1つ目は「言いにくいことこそ言う」ことです。

多様性を包含する社会を目指そうとするならば、様々な価値観を認め、受け入れ合うことが求められます。そのために、たとえ意見が違っても、価値観の違いを否定し合わず、議論を深めていく必要があります。一部の先鋭的な価値観が叫ばれ、同調圧力に屈して口を噤み、議論を憚られる社会は健全ではありません。自由に自分の意見を出し合えるような社会の空気をつくり、タブーや慣習を乗り越え、何事にも囚われない発信をしてまいります。



2つ目は「現場主義」の徹底です。

元来、人は完璧ではありません。失敗もします。そんな人が作った社会も完璧ではありません。だからこそ、お互いが認め合い、補完し合う必要があり、その支え合いの上に社会は成り立っているのではないのでしょうか。理屈や合理性も必要ですが、同時に人の感情や温もりを汲み取ることも必要です。

政治の目的は、国民の財産、安全、生命を守り、社会福祉の増進をはかることです。県政においては県民の幸せ実現が最大の目的になります。そして、県民の皆様の喜び、苦しみ、そして政治に何を求めておられるのか、それらすべての答えは、現場にあると確信しています。皆様の心に触れ、気持ちに寄り添うことを大切にする「血の通った現場主義」を貫いてまいります。

3つ目は「自助、共助、公助のある社会を目指す」ことです。

困っている人も、そうでない人も、皆が幸福を感じられる社会に向けての環境や制度の整備が政治の大きな目的の一つです。困っている人にお金を配ることだけが「福祉」ではなく、それぞれが出来る範囲でなにかしら社会に寄与し、そこに存在価値を感じられる事が大切なのです。

福澤諭吉は、「一身独立して、一国独立する」という言葉を遺しています。国民一人ひとりが独立心をもって強くあろうとすることで初めて国が強くなるという事です。「福祉」においても同様で、国に何かをしてもらう事だけを考えるのではなく、「まず自分でなんとかやってみる」という自助の心がベースになれば福祉の仕組みは成り立ちません。そして、本当に困っている人たちを、一人も漏れなく、人間の尊厳を保つ形で生きられるようサポートする「公助」も大切です。全ての人それぞれに幸せを求め、互いに敬意と感謝を向け合える、「自助・共助・公助」がうまくブレンドされた社会。そんな「高福祉」の社会を地方政治から真剣に考えてまいります。

これら3つのことバックボーンに据えて、「世界の中の富山」の在るべき姿を皆様とともに作り上げていきたいと存じます。引き続き、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

尾山けんじろう後援会

〒930-0066 富山市千石町 2-8-2 コスモビル 4F
電話 076-493-7745 F A X 076-491-5467
メール info@oyama-k.com



公式アカウント



友だち追加お願いします！